

# 令和2年改正個人情報保護法について

～利用停止・消去等の請求権の拡大、保有個人データの開示方法等～

---



令和3年12月16日

- 本資料は、令和2年改正個人情報保護法に関する法律・政令・規則・ガイドライン・Q&A等の一部について、その概要等をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定等の全てを記載したものではありません。
- 令和2年・3年改正個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会のHP等をご参照下さい。  
👉 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>
- 令和4年4月1日以降は、令和3年改正法による各規定が適用されます。なお、本資料中の条文番号は、便宜上、令和2年改正法によるものと、令和3年改正法（のうち令和4年4月1日施行関係※）によるものについて、例えば、前者を§28、後者を〔§33〕として記載しています。

※デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係  
（同第51条による地方公共団体等関係は令和5年春頃施行予定）

# I. はじめに

---

※総論のおさらい

# 3年ごとに見直しに当たっての「5つの視点」

## 個人の権利利益の保護

- 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

## 技術革新の成果による保護と活用の強化

- 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

## 国際的な制度調和・連携

- 国際的な制度調和や連携に配慮すること

## 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

- 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

## AI・ビッグデータ時代への対応

- AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

# 令和2年改正法の概要

## 1. 個人の権利の在り方

- ① **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充**する。
- ② **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**。
- ③ 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする**。
- ④ 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象とする**。
- ⑤ **オプトアウト規定**※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする**。

(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。  
(※)一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする**。

(※)現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

## 4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

## 5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる(法人重科)**。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

## Ⅱ. 令和2年改正法（各論）について

---

～利用停止・消去等の請求権の拡大、保有個人データの開示方法等～

# 短期保存データの開示等対象化

- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。

現 行	改正後
6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）は開示、利用停止等の対象外（§2⑦）	6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）も、保有個人データに含めることとし、 <b>開示、利用停止等の対象</b> とする（§2⑦ [§16④] ）

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
④短期保存データ §2 [§16]	<b>6か月以内に消去する短期保有データ</b> について、本人が開示、利用停止等の請求をできるようにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>保有個人データとして開示等の請求等の対象となる場合等</b>を具体化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 開示等の請求等に応じるためだけに保存する必要はなく、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める必要</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 短期保存データの開示等対象化

**?** これまで短期間で消去していた個人データについても、開示等の請求等のために、保有し続けることが必要ですか？

これまで短期間で消去していた個人データについて、開示等の請求等に応じるためだけに保存する必要はありません。利用する必要がなくなったときは、事業者は遅滞なく消去するよう努める必要があります。

**?** わずか1日で消去する保有個人データも、開示請求の対象になりますか？

1日で消去されるものであっても、検索できるように体系的に構成されている「個人情報データベース等」を構成する「保有個人データ」に該当する場合は、開示請求の対象となり得ます。

(開示請求の対象である「保有個人データ」は、検索できるように体系的に構成されている「個人情報データベース等」を構成するものであるため、この要件を満たさないいわゆる散在情報は、開示請求の対象とはなりません。)

もっとも、同一の本人からの複雑な対応を要する同一内容についての繰り返しの開示請求のように、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する場合については、開示請求に応じる義務はありません。



# オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定

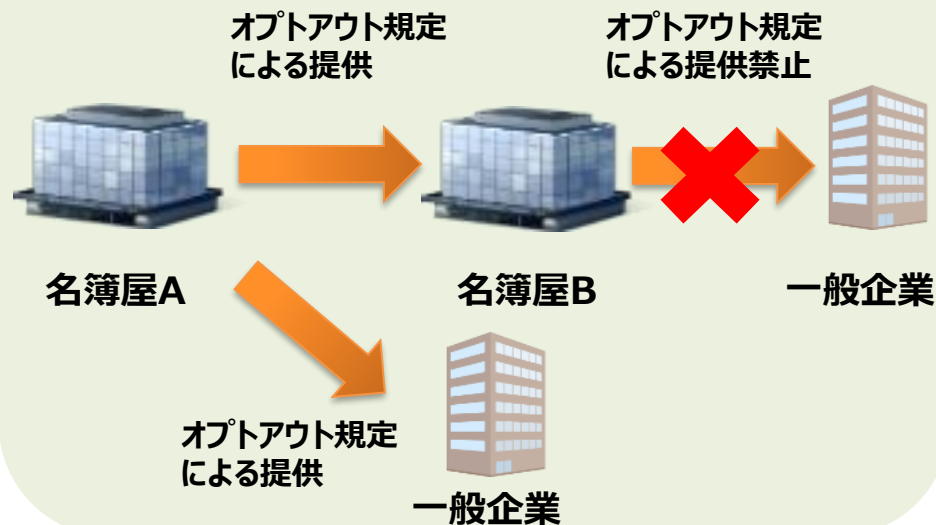
- オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、  
①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データ  
についても対象外とする。

現 行	改正後
要配慮個人情報のみ、オプトアウト規定により第三者提供することができない (§23②)	①不正取得された個人データ、 ②オプトアウト規定により提供された個人データ についても対象外とする (§23 [§27] ②)

## ①不正取得された個人データ



## ②オプトアウト規定により取得された個人データ



## (参考) オプトアウト規定とは

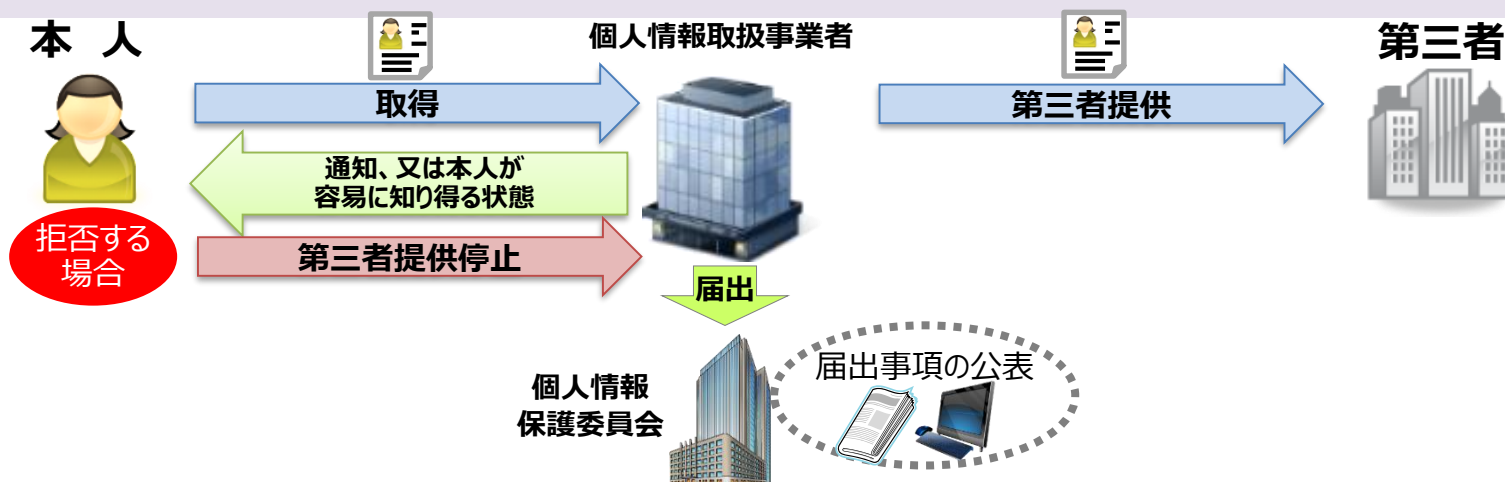
オプトアウト規定とは、以下(1)～(3)の手続をすることで、**本人の同意を得ることなく第三者に提供することを例外的に認める規定**。ただし、要配慮個人情報については、この手続による提供は禁止。

- (1) 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。
- (2) 以下の①～⑧の事項をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。

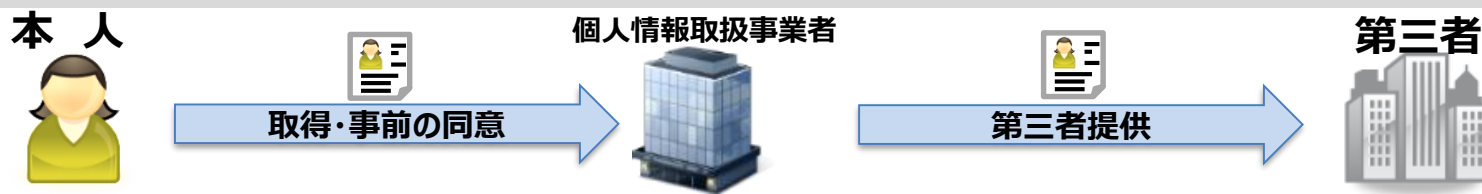
- ① **提供を行う事業者の氏名・名称、住所、代表者の氏名**、② 第三者提供を利用目的としていること、
- ③ 提供される個人データの項目、④ **提供される個人データの取得の方法**、⑤ 提供の方法、
- ⑥ 本人の求めに応じて提供を停止すること、⑦ 本人の求めを受け付ける方法、
- ⑧ **その他規則で定める事項（個人データの更新の方法、提供を開始する予定日）**

※太字部分が令和2年改正法による追加事項

- (3) 本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届出（個人情報保護委員会はこれを公表）。



(参考) 個人データを第三者に提供する時は、原則として本人の同意が必要。



# 保有個人データの開示方法

- 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。

現 行	改正後
保有個人データの開示方法は、 <u>書面の交付</u> による方法が原則（§28①②）	保有個人データの開示方法について、 <u>電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする</u> （§28 [§33] ①②）



本人

**【開示等の請求に応じる手続】**

- 受付方法として、オンラインでの受付を事例として追加
- 本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい旨を追記



**【開示方法】**

- 改正法により、電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できる（現行は原則、書面交付）



個人情報取扱事業者

## 保有個人データの開示方法

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
②保有個人データの開示 §28 [§33]	保有個人データの開示方法について、 <b>電磁的記録の提供を含め、本人が指示</b> できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>電磁的記録の提供による方法</b>について具体化               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電磁的記録の提供については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的方法を定めることができるが、できる限り本人の要望に沿って対応することが望ましい</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### ? 本人が指示できる方法とは、具体的にどのような方法ですか？

個人情報保護委員会規則において、本人が請求することができる方法は、①電磁的記録の提供、②書面の交付、③その他事業者の定める方法としています。

このうち、①**電磁的記録の提供**については、CD-ROM等の媒体を郵送する方法、電子メールを送信する方法、ウェブサイト上でダウンロードしてもらう方法など、**事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的方法を定めることができ、本人がファイル形式等を指定した場合であっても、これに応じる必要はありません。**

もともと、**できる限り本人の要望に沿って対応することが望ましい**と考えられます。

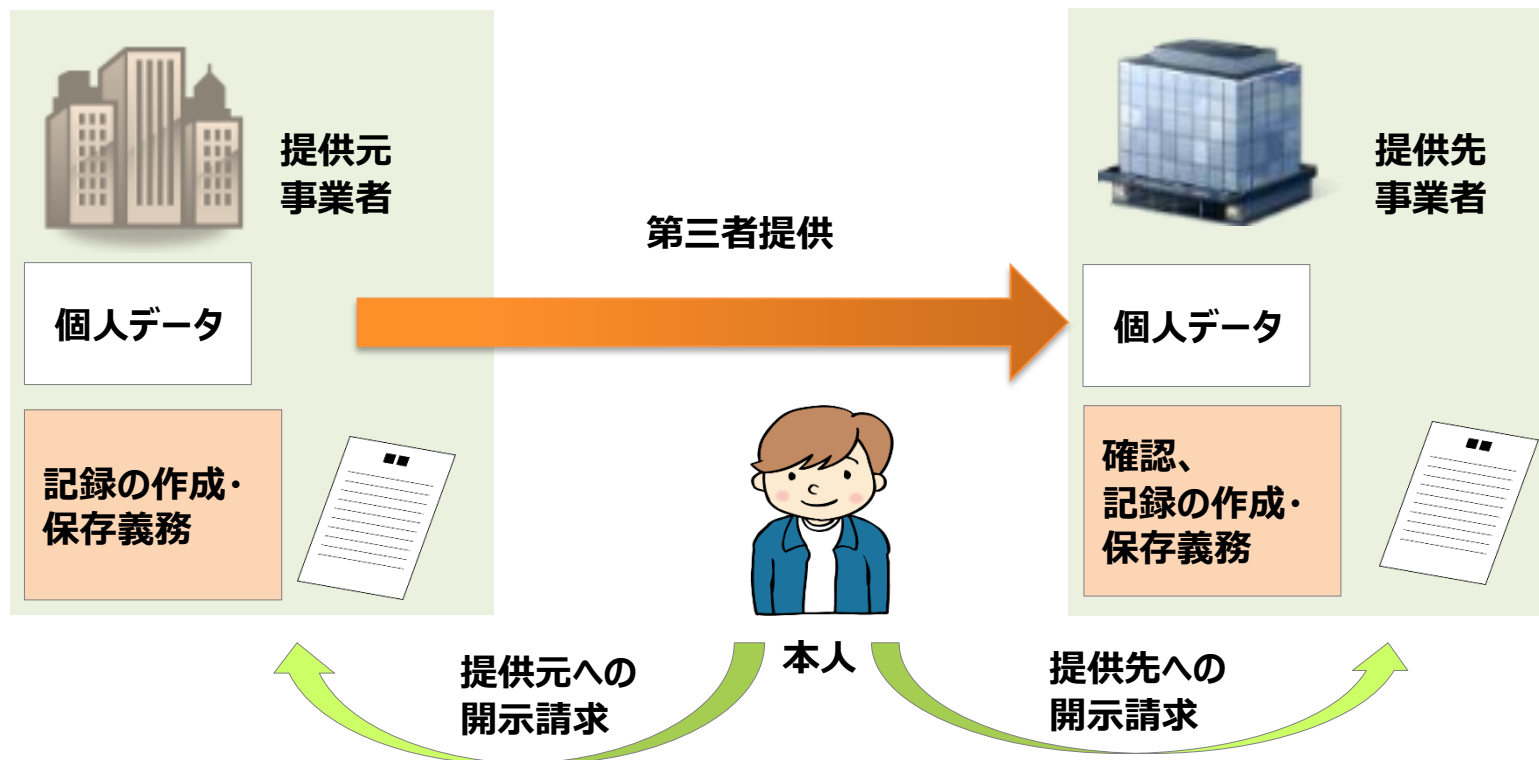
### ? 電磁的記録の提供が困難な場合であっても、電磁的記録による提供が必要ですか？

現行法同様に書面による交付が認められる場合がありますが、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために大規模なシステム改修を行わなければならない多額の費用を要する場合など、電磁的記録による開示が困難な場合に限られます。

# 第三者提供記録の開示

- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。

現 行	改正後
個人データの授受に関する第三者提供記録は、開示請求の対象が <b>明確な規定なし</b>	個人データの授受に関する第三者提供記録について、 <b>本人が開示請求できる</b> ようにする（§28 [§33] ⑤、§28 [§33] ①②③）



# 第三者提供記録の開示

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
<p>③ 第三者提供記録の開示 §28 [§33]</p>	<p><u>個人データの授受に関する第三者提供記録</u>について、本人が開示請求できるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>開示対象となる第三者提供記録</u>、第三者提供記録から除外される「<u>その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの</u>」に該当する場合の対応、第三者提供記録に該当するが<u>例外的に開示の必要がない場合</u>、<u>開示までの期間</u>など解釈を具体的に記載</li> <li>• <u>契約書の代替手段による方法で記録を作成している場合の開示の方法</u>について具体化             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 記録事項以外の部分をマスキングして開示する方法のほか、記録事項を抜粋して別媒体に記録して開示する方法</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 第三者提供記録の開示

### ? 開示の対象となる「第三者提供記録」とはどのようなものをいいますか？

第三者提供記録とは、法第29条第1項及び第30条第3項の記録（政令で定めるものを除く。）をいいます。明文又は解釈により法第29条第1項又は第30条第3項の規定が適用されない場合（※）において、これらの規定に基づきことなく作成された記録は第三者提供記録に含まれていません。

※ガイドライン「確認記録義務編」に記載。「本人による提供」、「本人に代わって提供」等

### ? 第三者提供記録が「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」に該当する場合、どのように対応すればよいですか。

「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの」（※）に該当するかは慎重に判断する必要がありますが、該当する場合は、開示請求の対象となる第三者提供記録から除外されていることから、第三者提供記録が存在しない旨を通知することになります。

※一例として、暴力団等の反社会的勢力による不当要求の被害等を防止するために、暴力団等の反社会的勢力に該当する人物を本人とする個人データの提供を受けた場合に作成された記録

### ? 第三者提供記録に該当する場合、例外的に開示を行う必要がない場合がありますか？

保有個人データの開示と同様の例外規定があり、これに該当する場合は不開示とすることができます。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

## 第三者提供記録の開示

？ 記録の集約等に一定の作業を要する場合、どの程度の期間内に開示する必要がありますか？

「遅滞なく」（理由のない滞りを生じさせることなく）開示する必要がありますが、請求対象となる記録を検索・集約する等の一定の作業を要する場合には、当該作業を行うために通常必要と考えられる期間も考慮した上で、合理的な期間内に開示を行えば、「遅滞なく」開示したこととなると考えられます。

？ 契約書の代替手段による方法で第三者提供記録を作成している場合、どのような方法で開示することになりますか？

契約書の代替手段による方法で第三者提供記録を作成した場合の開示の方法としては、記録事項以外の部分をマスキングして開示する方法のほか、記録事項を抜粋して別媒体に記録して開示する方法も考えられます。



# 利用停止・消去等の個人の請求権

- 利用停止・消去及び第三者提供の停止の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。

現 行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①）</li> <li>● 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）</li> </ul>	<p>現行の場合に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>利用する必要がなくなった場合</u></li> <li>② <u>重大な漏えい等が発生した場合</u></li> <li>③ <u>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</u></li> </ul> <p>にも<u>拡充</u>（§30 [§35] ⑤）</p>



本人

現行の利用停止・消去等の請求（§30 [§35] ①③）



（現行の要件に加えて、）

改正後の要件による利用停止・消去等の請求（§30 [§35] ⑤）



個人情報  
取扱事業者

# 利用停止・消去等の個人の請求権

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
<p>①利用停止等 §30 [§35]</p>	<p>一部法違反の場合（利用停止・消去は目的外利用や不正取得の場合、第三者提供の停止は第三者提供義務違反の場合）に加え、<b><u>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合や重大な漏えい等が発生した場合等</u></b>にも拡充する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用停止・消去等の請求があった場合の<b><u>事業者における対応の流れ、「利用する必要がなくなった場合」に関する事例</u></b>を記載</li> <li>• <b><u>「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」</u></b>について、判断にあたっての考え方、利用停止・消去等が認められる事例や認められない事例、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」での対応や代替措置による対応を含め解釈を具体的に記載             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 認められる事例…ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合</li> <li>➤ 認められない事例…電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 利用停止・消去等の個人の請求権

？ 利用停止等の請求があった場合、事業者はどのような流れで対応することになりますか？

以下のような流れで対応することになります。

- ① 本人から利用停止等の請求があった場合、個人情報取扱事業者は、「本人の権利又は正当な利益」等、利用停止等の請求の要件を満たすかどうか判断する。  
↓
- ② 利用停止等の請求の要件を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で」、利用停止等を行わなければならない。  
↓
- ③ 利用停止等の請求の要件を満たす場合であっても、利用停止等を行うことが困難な場合は、「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」によって対処することも認められる。

？ 今回の改正により、「利用停止等の請求の要件」はどのように拡大されましたか？

改正法では、一部の法違反の場合に加え、以下の3つの場合についても、利用停止等の請求ができることとしています。

- 「第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合」=報告対象となる漏えい等事案が生じた場合
- 「利用する必要がなくなった場合」
- 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」

## 利用停止・消去等の個人の請求権

？ 「利用する必要がなくなった場合」とはどのような場合をいいますか？

「利用する必要がなくなった」とは、法第22条と同様に、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいいます。

？ 「利用する必要がなくなった場合」として利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受ける等して、ダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合
- 採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、採用応募者が利用停止等を請求した場合

## 利用停止・消去等の個人の請求権

？ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とはどのような場合をいいますか？

**法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいいます。**

「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者  
に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応  
じる必要があります。

「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断します。

本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以  
下のような事情を考慮することになります。

- (ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (イ) 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (ウ) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (エ) 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (オ) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情

？ 上記（イ）に関し、将来受ける可能性のある行政調査等も考慮されますか？

「法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」としては、例えば、当該保有個人データにつき  
法令上保管が義務付けられている場合等が考えられますが、保管が義務付けられていない保有個人データ  
について、将来の行政調査等のために保管することは通常考慮されないと考えられます。

## 利用停止・消去等の個人の請求権

？ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」があるとして利用停止等が認められるのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められる事例として、以下のような事例が挙げられます。

- ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、法第27条第1項に違反して第三者提供を行い、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合

？ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」がないとして利用停止等が認められないのはどのような事例ですか？

利用停止等が認められない事例として、以下のような事例が挙げられます。

- 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
- 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する個人情報取扱事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合
- 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

## 利用停止・消去等の個人の請求権

？ 「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」での対応として考えられるのはどのような事例ですか？

「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」での対応として、以下のような事例が挙げられます。

- 本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合
- 法第27条第1項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

？ 代替措置による対応が考えられるのはどのような事例ですか？

代替措置による対応として、以下のような事例が挙げられます。

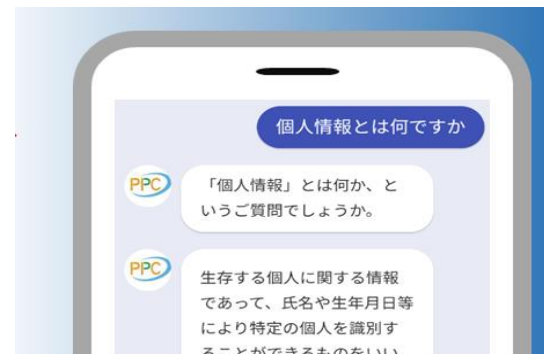
- 個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい等の事態が生じることがないよう、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合
- 他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合

# 個人情報保護委員会へのご相談

## ●PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの 質問に対して 24 時間  
回答できるチャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



## ●個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号：**03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

## ●PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談を受付け

[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/)

電話番号：**03-6457-9771**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）